

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局建築指導部建築企画課 (06-6208-9284)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	再開発等促進区等内の斜線制限の特例許可
概要	建築基準法第68条の3第4項では、地区計画の区域のうち再開発等促進区内において、敷地に有効な空地が確保されていること等により、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可した建築物については、同法第56条による建築物の各部分の高さの制限を適用しないと規定されています。
根拠法令等 及び条項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法第68条の3第4項 ・ 大阪市地区計画に係る認定及び許可取扱要綱 ・ 大阪市地区計画に係る認定及び許可取扱要綱実施基準（再開発等促進区） ・ 大阪市地区計画に係る認定及び許可申請（再開発等促進区）の手続き要領 ・ 船場都心居住促進地区地区計画にかかる認定及び許可取扱要綱 ・ 船場都心居住促進地区地区計画にかかる認定及び許可取扱要綱実施基準 （上記要綱・要綱実施基準等については、計画調整局 建築指導部 建築企画課 窓口にて設置）
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建築物の配置 建築物の配置は、地区計画の主旨に基づいて計画すること。 ■ 地区計画に基づく建築物の制限 建築物及び敷地は、当該地区計画の方針及び地区整備計画かつ当該地区計画の建築物の制限に関する条例に適合すること ■ 歩道の確保 歩道のない前面道路には、その接する部分の全てにわたって、幅員2.5メートル以上の歩道を確保すること。ただし、敷地周囲の状況を勘案して支障がないと認められる場合はこの限りでない。 <p>上記記載のほか、「大阪市地区計画に係る認定及び許可取扱要綱」、「大阪市地区計画に係る認定及び許可取扱要綱実施基準（再開発等促進区）」又は「船場都心居住促進地区地区計画にかかる認定及び許可取扱要綱」、「船場都心居住促進地区地区計画にかかる認定及び許可取扱要綱実施基準」を必ずご確認ください。</p>
標準処理期間	60日
経由日数	なし
提出先	計画調整局 建築指導部 建築企画課
提出時期	随時
提出方法	建築企画課及び関係協議先と事前協議を行ったうえ、許可申請書及び添付図書（正副2通）を作成してください。建築企画課窓口で納付書を発行しますので指定金融機関等で手数料を納付し、上記提出先まで提出してください。
手数料	¥160,000
相談窓口	計画調整局 建築指導部 建築企画課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000081956.html
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前に建築企画課、関係協議先と協議を行ったうえ、申請を行ってください。